

陳情第 1 7 1 号	受理年月日	令和 2 年 4 月 6 日
付託委員会	経 済 港 湾 委 員 会	
件 名	新型コロナウイルス感染症の影響における飲食店の 売上、経費補償について	
要 旨 2 月末日より、新型コロナウイルス感染症の影響下での飲み会や宴会の自粛により、大幅に売上の減少が発生しており、今後の営業継続に著しく不安を抱えている。現在、福岡県の呼びかけによる不要不急の外出自粛に関しては、新型コロナウイルス感染者を減少させるためであることを重々理解しているが、飲食店を経営する中で、多額の固定費(人件費・家賃・広告費等)が毎月発生するため、支払いのために営業を継続せざるを得ない状況である。 国や行政の制度で融資制度や雇用調整助成金がある事も把握しているが、融資は返済をしなければならないお金であり、雇用調整助成金も賃金の 100%には至らない。アルバイトの賃金に関しては助成金が支給されるかも実質不透明な中、従業員の生活を考えると店舗休業の判断には至らない。 については、なるべく早い段階で新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、収束を目指すべく、店舗の休業や従業員等の外出自粛を実施するため、休業期間及び売上減少期間内において、以下の補償内容を実施していただきたい。 記 1 正社員・アルバイトを問わず飲食店従業員への賃金額に対する補償(ただし、雇用調整助成金支給後の不足金額のみ) 2 支払い固定家賃金額に対する全額補償 3 複数月契約・年間契約等で解約できない広告費等の固定費に対する補償		